

## 令和6年度 第4回水道局人権行政推進委員会

日時：令和6年6月19日（水）17:15～17:45

場所：局部長会議室及び Skype 会議

### 次 第

#### 議 題

- (1) 本市職員による差別発言及び市長通知について
- (2) 差別事象発生時における人権啓発・相談センターへの報告確認について

資料1 職員による差別発言について（概要）

資料2 職員による差別発言事象について（通知）

資料3 所属長マネジメントによる確認について

## 職員による差別発言について（概要）

### 1 当該職員

大阪港湾局 職員 2 名（以下、「職員 A」「職員 B」という。）

### 2 事案の概要

令和 6 年 3 月 18 日以降、延べ 3 日にわたり、出張中の公用車において、職員 A が職員 B との会話の中で、同僚職員数名を指して、部落差別を意図する賤称語を数十回にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷し、結婚や職業などに関する部落差別発言や感染症に関する差別発言を行った。

職員 B は、それらを指導する立場でありながら、職員 A との会話の中で、さらに助長する部落差別発言を行っていたもの。

また、大阪港湾局から人権行政推進本部事務局である市民局に対する本事象に関する報告までに事象発生から約 2 か月間の時間を要している。

### 3 経過

令和 6 年 3 月 18 日以降、延べ 3 日にわたり事象発生

同上 3 月 29 日 大阪港湾局が事象確認

以後、大阪港湾局において事実確認の実施

同上 5 月 23 日 大阪港湾局から市民局に報告

同上 5 月 28 日 大阪港湾局・市民局から特別職に報告

令和 6 年 6 月 18 日

所 属 長 各 位  
(人権行政推進本部員各位)

大 阪 市 長  
(大阪市人権行政推進本部長)

### 職員による差別発言事象について (通知)

本年 3 月、本市職員が、勤務時間中公用車内において、同和問題(部落差別)に関する差別発言を繰り返し行い、また、感染症に対する偏見に満ちた発言を行ったという事象が発生していたことを、5 月下旬に人権行政推進本部として認知した。このような、他者を傷つけ人権を踏みにじる差別発言は、本市がめざす人権尊重の社会づくりの理念と相反するものであり断じて許されるものではない。

本市では、「人権尊重の社会づくり条例」に基づき、差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、広く市民の皆様をも対象として様々な取組を進めてきたが、平成 31 年に職員による差別落書(器物損壊)事象が発覚し、以来、特に同和問題をはじめとする人権研修の取組を充実・強化し、職員の人権意識のさらなる向上に努めてきた。

さらに、令和 3 年に、職員が差別事象を受けた場合には、すみやかに所属に報告し組織的に対応するよう通知を発出しているが、今般の差別発言事象について、組織的対応に至るまでに相当な時間を要したことは看過できない。事象が生じた際の対応が所属内の各職場に徹底されていたのか、対応にあたる組織の運営に緩みはなかったのかと危機感を抱かざるを得ない。

改めて、職員一人ひとりの行為が本市の人権行政、ひいては市政全体に大きな影響を及ぼすことを全職員が認識するとともに、率先して人権行政を推進すべき責任を負っていることを自覚し、断固たる姿勢で差別の根絶に取り組んでいかなければならない。

所属長においては、人権侵害する行為を決して許さないという視点を常に持ち、このような事案を二度と発生させないとの強い決意のもと、組織ガバナンスを一層強化し迅速な対応を徹底すること、あわせて、同様の事案が生じていないか、所属長マネジメントのもと改めて確認するよう指示する。

令和6年6月18日

各所属人権行政推進本部幹事 様

大阪市人権行政推進本部事務局

所属長マネジメントによる確認について

令和6年6月18日開催の大阪市人権行政推進本部会議における本部長（大阪市長）指示について、次のとおり確認のうえ報告してください。

記

1 確認内容

所属における差別事象であり、人権啓発・相談センターに報告を行っていないものの有無

2 報告方法

別紙様式にて、人権行政推進本部員名（所属長名）により報告してください。

従前より、各所属において差別事象の発生を把握した際には、差別事象対応マニュアル（※）に基づき、市民局（人権啓発・相談センター）へ差別事象報告を行うこととしています。

万が一、確認の結果、差別事象の発生を把握しているが、報告に至っていない件があった場合には、すみやかに報告してください。

[※参考：差別事象対応マニュアル（庁内ポータル）](#)

3 報告先

人権啓発・相談センター

[ca0016@city.osaka.lg.jp](mailto:ca0016@city.osaka.lg.jp)

4 報告期限

令和6年6月28日（金）

（大阪市人権行政推進本部事務局）

市民局人権企画課 電話 06-6208-7611

人権啓発・相談センター 電話 06-6532-7631